

紫波町町営住宅条例(昭和38年紫波町条例第13号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 町営住宅及び共同施設の設置(第3条)
- 第2章の2 町営住宅及び共同施設の整備基準(第3条の2～第3条の16)
- 第3章 町営住宅及び共同施設の管理(第4条～第41条)
- 第4章 社会福祉事業等への使用(第42条～第48条)
- 第5章 駐車場の管理(第49条～第57条)
- 第6章 補則(第58条～第63条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、町営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、住民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその  
 附帯施設で、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの  
 をいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (3) 高齢者世話付住宅 高齢者の生活の特性に配慮した設備・仕様とし、居住する高齢者(日常生活が  
 可能な健康状態であるが、独立して生活することに健康上の不安があるため、常時の安否の確認等を  
 必要と認める60歳以上の者をいう。第6条第2項において同じ。)に対し、必要に応じ生活指導・相談、  
 安否の確認、一時的な家事援助及び緊急時対応のサービスの提供を行う町営住宅をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収  
 入をいう。
- (5) 町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業及び町営住宅若しく  
 は共同施設が災害その他の特別な事由によりこれらを引続いて管理することが不相当であると認める  
 場合又は町営住宅若しくは共同施設が法第44条第3項の国土交通大臣の定める期間を経過した場合に  
 おいて、当該町営住宅又は共同施設の用途の廃止を行い、これを除却した後の跡地を利用して、新たに  
 町営住宅を建設する事業をいう。
- (6) 町営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者をいう。

第2章 町営住宅及び共同施設の設置

(設置)

第3条 町営住宅及び共同施設を別表第1のとおり設置する。

第2章の2 町営住宅及び共同施設の整備基準

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 町営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮  
 して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 町営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適  
 なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 町営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化され  
 た資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配  
 慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の5 町営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土  
 地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通  
 学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であ  
 るときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及び入居者の私生活、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の9 町営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)を受信するための設備及び電話の配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の11 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第3章 町営住宅及び共同施設の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 町の広報紙
- (2) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- (3) その他適当な方法

2 前項の公募に当たっては、町長は、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 町営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 町営住宅建替事業による町営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合も含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に町営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると認められること。
- (8) 現に高齢者世話付住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)が次条第2項に規定する要件を欠くに至ったことにより、町長が入居を募集しようとしている町営住宅(高齢者世話付住宅を除く。)に当該既存入居者が入居することが適切であると認められること。
- (9) 町営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 町営住宅(高齢者世話付住宅を除く。)に入居することができる者は、次に掲げる条件(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「高齢者等」という。))にあつては第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号から第6号までに掲げる条件)を具備する者でなければならない。

- (1) 町内に住所又は勤務場所を有する者(予定者を含む。)であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下この条、第14条及び附則第9項において同じ。)があること。
- (3) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円

- (ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が当該災害により滅失した住宅に居住していた住民に転貸するため借り上げた町営住宅に入居する場合 214,000円(当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- (5) 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例(平成18年紫波町条例第4号)第2条第2項に規定する町税等を滞納していないこと。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 高齢者世話付住宅に入居することができる者は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者でなければならない。
- (1) 高齢者の単身の世帯
  - (2) 高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項において同じ。)で構成される世帯
  - (3) 高齢者のみからなる親族(配偶者を除く。)で構成される世帯
  - (4) 前項第3号ア(ア)から(ウ)までに掲げる者(以下この項において「障害者」という。)の単身の世帯
  - (5) 障害者及びその配偶者で構成される世帯
  - (6) 障害者のみからなる親族(配偶者を除く。)で構成される世帯
  - (7) 障害者並びに高齢者又は高齢者及びその配偶者で、かつ、親族で構成される世帯  
(入居者資格の特例)

第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第3号エに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(高齢者等にあつては、第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。  
(入居の申請等)

第8条 町営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより入居の申請をし、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申請があつたときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居を許可したときは、申請者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。  
(入居者の選考)

第9条 入居の申請をした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
  - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
  - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上不適当な居住状態にある者
  - (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
  - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
  - (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項の各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合い(以下「住宅困窮度」という。)の高い者から入居者を決定するものとする。
- 3 住宅困窮度の判定は、別に定める基準に従い、紫波町町営住宅運営委員会が行う。
- 4 前項の場合において、住宅困窮度順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。
- 5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者又は規則で定める者で速やかに町営住宅に入居することが必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。  
(町営住宅運営委員会)

第10条 町営住宅の入居者の選考等の適正を期するため紫波町町営住宅運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会について必要な事項は、規則で定める。  
(入居補欠者)

第11条 町長は、第9条の規定により入居者を選考する場合において、入居者として許可した者(以下「入居決定者」という。)のほかに入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

3 第1項の入居補欠者としての有効期限は、次の町営住宅入居者を公募する日までとする。ただし、入居補欠者の決定のあった日から1年間町営住宅入居者の公募を行わないときは、当該決定の日から1年を経過した日までとする。

(住宅入居の手続)

第12条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。

(2) 第20条に規定する敷金を納付すること。ただし、敷金を徴収しないこととされた場合はこの限りでない。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 町長は、家賃債務保証業者(賃貸住宅の借入者の委託を受けて当該借入者の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって町長が適当と認めるもの。以下この項において同じ。)と家賃債務保証委託契約(家賃債務保証業者が借入者の家賃債務を保証することを当該借入者が委託することを内容とする契約をいう。)を締結する者又は特別の事情があると認める者については、第1項第1号に規定する誓約書の連帯保証人の連署を省略することができる。

4 町長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 町長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに町営住宅の入居可能日を通知するものとする。

6 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。

(連帯保証人等)

第13条 連帯保証人は、町内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める者でなければならない。ただし、被災居住者その他町長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、町内に居住していることを要しない。

2 入居者が連帯保証人を変更しようとするとき又は前条第3項に規定する家賃債務保証委託契約を解除しようとするときは、町長の承認を得なければならない。

3 入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は直ちに町長に届け出るとともに、前項の規定する連帯保証人変更の手続をしなければならない。

(1) 町外に住居を移転し、又は住所が不明になったとき。

(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(3) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。

(4) 死亡したとき。

(同居の承認)

第14条 町営住宅(高齢者世話付住宅を除く。)の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、高齢者世話付住宅の入居者について準用する。この場合において、同項中「当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者」とあるのは、「同居した場合において第6条第2項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する世帯を構成することとなる者(以下この項において「世帯構成者」という。)又は当該高齢者世話付住宅の入居の際に同居した者以外の世帯構成者」と読み替えるものとする。

3 町長は、前2項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、当該同居の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第15条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第16条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を

行なったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町営住宅ごとに、その存する区域及びその周辺の地域の状況、当該町営住宅の設備等を勘案して規則で定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。  
(収入の申告等)

第17条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。  
(家賃の減免及び徴収猶予)

第18条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合は、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気等の場合
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第19条 町長は、入居者から第12条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第20条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

- 2 町長は、第18条に定める特別の事情がある場合は、規則で定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子をつけない。

(修繕費用の負担)

第21条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(高齢者生活相談所に係るものを除く。)
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、町営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき事由により、町営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第24条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第25条 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

第26条 入居者は、町営住宅を他の者に貸出し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第27条 入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第28条 入居者は、町営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行う場合は、入居者が当該町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに町営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 町長は、毎年度、第17条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 町長は、第17条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 入居者は、前2項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(収入超過者の明渡し努力義務)

第30条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第16条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気等の場合

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第16条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合は、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で町長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第18条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(高齢者世話付住宅の明渡し努力義務)

第33条の2 高齢者世話付住宅の入居者は、第6条第2項に掲げる入居者資格を欠くに至った場合は、高齢者世話付住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第34条 町長は、第16条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第31条第3項又は第33条第3項)において準用する場合も含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 前項の規定により、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第35条 町長は、町営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第36条 町営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者が、当該建替事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、入居の申請をしなければならない。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第37条 町長は、町営住宅建替事業により、町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第39条 入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第28条第1項の規定により町営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第40条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 正当な事由によらず町営住宅を15日以上使用しないとき。

(5) 第14条第1項及び第2項、第15条第1項並びに第23条から第28条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行なったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行なったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 町長は、町営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。

6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(集会所の使用)

第41条 集会所の使用管理については、規則で定める。

2 集会所の使用料は別表第2のとおりとする。

#### 第4章 社会福祉事業等への使用

(使用許可)

第42条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

2 町長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による町営住宅の使用に当たっては、第19条から第28条まで、第35条及び第39条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第19条中「第12条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第40条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 町長は、町営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該町営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該町営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 町営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

#### 第5章 駐車場の管理

(使用許可)

第49条 駐車場を使用しようとする者は町長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第50条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 駐車場の使用料を支払うことができること。

(4) 第40条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申請)

第51条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより使用の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(使用者の決定)

第52条 町長は、前条第1項の規定による申請をした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用料)

第53条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず第18条に定める特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第54条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消)

第55条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
  - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
  - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
  - (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
  - (5) 第50条に規定する使用者資格を失ったとき。
  - (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定については第40条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第55条第1項」と読み替えるものとする。

(自動車等の盗難等に対する免責)

第56条 町は、駐車場内における自動車等の盗難又は損傷等について、その責めを負わない。

(準用)

第57条 駐車場の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第19条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第39条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

## 第6章 補則

(町営住宅監理員及び町営住宅管理人)

第58条 町営住宅監理員は、町長が町職員のうちから任命する。

- 2 町営住宅監理員は、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導をするものとする。
- 3 町長は、町営住宅管理人を置くことができる。
- 4 町営住宅管理人は、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、町営住宅監理員及び町営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第59条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅を検査させ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第60条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則で定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第61条 詐欺その他不正の行為により家賃の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

(許可等に関する意見聴取)

第62条 町長は、第8条第1項の許可若しくは第14条第1項若しくは第2項若しくは第15条第1項の承認をしようとするとき、又は現に町営住宅に入居している者(同居している者を含む。)について特に必要があると認めるときは、第6条第1項第6号、第14条第3項、第15条第2項及び第40条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、管轄の警察署長の意見を聴くことができる。  
(施行規則の制定)

第63条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例(以下「新条例」という。)第2条第3号、第4条第2項、第6条から第8条まで、第12条、第14条から第20条まで、第26条、第29条から第38条まで、第40条、第49条から第52条まで、第53条第2項、第55条及び第57条の規定は適用せず、改正前の紫波町町営住宅条例(以下「旧条例」という。)第2条第6号、第3条第2項、第5条、第6条、第10条、第13条から第18条まで、第23条、第25条から第29条まで、第31条、第35条、第37条、第38条、第40条及び第43条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の町営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第4条第6号中「他の町営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該町営住宅に」とあるのは、「現に町営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 4 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第6号	法第17条第1号	公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号。以下「平成8年改正法」という。)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成8年改正法による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第17条第1号
第13条	法第12条第1項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第12条第1項
	政令第4条	公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号。以下「平成8年改正令」という。)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成8年改正令による改正前の公営住宅施行令(以下「旧政令」という。)第4条
第17条第2項	法第12条第1項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第12条第1項
	法第13条第3項	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第13条第3項
第27条第1号	政令第5条第1号	平成8年改正令附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧政令第5条第1号
第27条第2号	政令第5条第2号	平成8年改正令附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧政令第5条第2号
第37条第2項	法第17条第1号	平成8年改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第17条第1号

- 5 附則第2項に規定する旧条例別表第1の町営住宅に、平成10年3月31日までに入居した者から徴収した敷金に係る新条例第20条第3項の適用については、同項中「家賃」とあるのは、「家賃、旧条例第28条の規定による割増賃料」とする。
- 6 新条例第16条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の町営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

7 平成10年4月1日において現に附則第2項の町営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第16条又は第18条の規定による家賃(以下「新条例による家賃」という。)の額が旧条例第13条、第17条又は第18条の規定による家賃(以下「旧条例による家賃」という。)の額を超える場合にあつては新条例による家賃から旧条例による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃(以下「収入超過者等の家賃」という。)の額が旧条例による家賃の額に旧条例第28条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては収入超過者等の家賃の額から旧条例による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例による家賃の額及び旧条例第28条の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

8 平成10年4月1日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によつてしたものとみなす。

9 当分の間、町営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該町営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第2号の条件を具備する者とみなす。

附 則(平成9年12月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月28日条例第20号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年2月17日条例第1号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第25号)

この条例中第6条の改正規定は平成12年10月1日から、別表第1朝日ヶ丘北住宅の部の改正規定中平成12年度の項を加える部分は平成12年10月28日から、その他の改正規定は平成12年11月6日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(中略)第5条中紫波町町営住宅条例第2条第4号の改正規定(中略)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年9月17日条例第15号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月16日条例第11号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年9月21日条例第12号)

この条例は、平成17年11月11日から施行する。ただし、別表第1朝日ヶ丘北住宅の部昭和40年度及び昭和43年度の項を削る改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月19日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月28日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の紫波町町営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第40条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第8条第2項の規定により入居を許可された者、改正後の条例第14条第1項及び第2項の規定による同居の承認を得て同居する者並びに改正後の条例第15条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。
- 3 施行日前に改正前の紫波町町営住宅条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第2項の規定により入居を許可された者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、改正後の条例第40条第1項の適用がある場合を除き、町長は、当該許可を受けた者に対して、町営住宅の明渡しの勧告をすることができる。
- 4 施行日前に改正前の条例第8条第2項の規定により入居を許可された者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の条例第40条第1項の適用がある場合を除き、町長は、当該許可を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。
- 5 町長は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、町営住宅の明渡しを請求することができる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の条例第8条第2項の規定により入居の許可を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、町長は、当該許可を受けた者に対して、町営住宅の明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の条例第40条第2項及び第4項の規定を準用する。

附 則(平成24年12月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第3号、同条第2項第4号及び第7条第2項の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月12日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月12日条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項第2号の規定は、令和6年4月1日より施行する。

(令和6年5月規則第23号で、同6年6月1日から施行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地	建設年度	戸数又は台数
朝日田住宅	紫波町日詰字朝日田	平成9年度	12
朝日ヶ丘北住宅	紫波町二日町字南七久保	平成5年度	18
		平成6年度	18
		平成12年度	30
		平成17年度	23(うち高齢者世話付住宅17)
みどりヶ丘住宅	紫波町二日町字南七久保	昭和41年度	16
的場住宅	紫波町平沢字的場	昭和44年度	20
希望ヶ丘住宅	紫波町日詰字七久保	昭和42年度	10
		昭和43年度	2
第二希望ヶ丘住宅	紫波町日詰字七久保	昭和46年度	16
		昭和47年度	20
		昭和48年度	20
		昭和49年度	14
		昭和50年度	12
朝日ヶ丘北住宅集会所	紫波町二日町字南七久保	昭和53年度	16
		平成5年度	1

第二希望ヶ丘住宅集会所	紫波町日詰字七久保	昭和49年度	1
高齢者生活相談所	紫波町二日町字南七久保	平成17年度	1
朝日田住宅駐車場	紫波町日詰字朝日田	平成9年度	12
朝日ヶ丘北住宅駐車場	紫波町二日町字南七久保	平成5年度	18
		平成6年度	18
		平成7年度	50
第二希望ヶ丘住宅駐車場	紫波町日詰字七久保	平成4年度	50
		平成10年度	18

別表第2(第41条関係)

施設名	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
集会所	200円	400円	600円

別表第3(第53条関係)

駐車場	使用料
朝日田住宅駐車場	1,200円
朝日ヶ丘北住宅駐車場	1,200円
第二希望ヶ丘住宅駐車場	1,200円